

島根県立大学浜田キャンパス交流センター開放要領

平成19年4月1日
島根県立大学規程第68号

(目的)

第1条 この要領は、島根県立大学浜田キャンパス（以下「本学」という。）交流センター（以下「センター」という。）の本学教職員及び学生以外の者による使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 センターは、国際交流、生涯学習、教育文化活動、スポーツの振興、地域社会に貢献する活動等のために使用することを原則とする。

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、使用しようとする日の30日前までに、法人財産一時使用許可申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、必要に応じて前項の申請書に、使用の内容、日程、借用物品、及び空調を使用する場合は空調利用時間等を明示した書類の添付を求めることができる。

3 学長は、センターの使用が前条に掲げるものである場合又は学長が特に必要と認めた場合に使用を許可することができる。

4 学長は、センターの使用が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 教育研究又は学内行事に支障があるとき
- (2) 施設等を損壊又ははなはだしく汚損するおそれがあると認められるとき
- (3) 営利を目的とする私的な事業と認められるとき
- (4) 政治的行為及び宗教的活動を行うと認められるとき
- (5) 特定の個人、団体等をひぼうし、又はその名誉を傷つける活動を行うと認められるとき
- (6) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

5 第1項の申請書は、原則として3ヶ月前から受け付けるものとする。

(使用日及び使用時間)

第4条 センターを使用することのできる日は、12月28日から翌年1月4日までの間、8月13日から8月15日までの間及び学長が必要と認める日を除いた日とする。

2 センターを使用することのできる時間は、原則として次のとおりとする。

| 施設 | 使用時間 |
|------------|---------------|
| コンベンションホール | 9:00～21:00 |
| 研修室 | 9:00～21:00 |
| 特別会議室 | 9:00～21:00 |
| 作法室 | 9:00～21:00 |
| ゲストルーム | 15:00～翌日10:00 |

3 学長は、センターの管理のため必要があると認めるときは、前2項の使用日又は使用時

間を変更することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 センターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、センターの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと
- (2) 許可されていない場所や用具を使用しないこと
- (3) センターを使用する目的に関わりのない物品等の販売及び寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと
- (4) 使用終了後は施設及び用具を整備し、原状に復し、点検を受けること
- (5) 施設等の損傷その他の事故のあったときは、直ちに届け出ること
- (6) 使用当日における会場への案内・誘導、参加者との連絡手段の確保に配慮すること
- (7) 本学敷地内禁煙について周知徹底すること

(使用許可の取消等)

第6条 学長は、次の各号の一に該当するときは、第3条第3項の規定による使用許可を取り消し、又は使用者に対し行為の中止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 提出された申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) センターの使用が、この要領又は本学の他の諸規程に違反したとき
- (3) センターの使用が、使用許可の条件に違反したとき
- (4) その他管理運営上使用させることが不相当と認められるとき

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合、これに伴う損害は賠償しない。

(使用料等の納入)

第7条 使用者は、別表に規定する使用料及び使用に伴う光熱水費等に相当する額(以下「使用料等」)を、公立大学法人島根県立大学が指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項の使用料は、別表の使用料欄に掲げる1時間当たりの単価に使用時間の実績(準備及び片付けに要する時間も含む。1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。)を乗じて算出する。

3 使用料等は、施設の使用目的が、本学の役職員または学生にとって有益であると認められる場合に減免することができる。

(使用料等の不還付)

第8条 使用者が、使用者の都合によりセンターを使用しなかったときは、既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部を還付するものとする。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなくなったとき
- (2) 学長が、センターの管理運営上の必要のため第6条第1項第4号の規定により使用許可を取り消したとき

(目的外使用及び転貸の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的の変更及び使用物件の転貸をしてはならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者が、故意又は過失によって施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(ゲストルームの使用料)

第11条 本学の事業への参加に伴いゲストルームを使用する場合にあっては、第7条第1項に規定する使用料等のうち使用料を免除する。

(補則)

第12条 この要領及び関係法令に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表 島根県立大学浜田キャンパス交流センター使用料等一覧表（第7条関係）

| 施設名 | 使用料 |
|------------|----------------|
| コンベンションホール | 1時間当たり 3,720 円 |
| 研修室 | 1時間当たり 1,620 円 |
| 特別会議室 | 1時間当たり 1,050 円 |
| 作法室 | 1時間当たり 460 円 |
| ゲストルーム（S） | 1泊当たり 520 円 |
| ゲストルーム（T） | 1泊当たり 790 円 |

注 光熱水費は別途定める額を納めるものとする。

様式（第3条関係）

申請日 年 月 日

島根県立大学長 様

法人財産一時使用許可申請書

下記のとおり法人財産の一時使用の許可を受けたいので申請します。

記

| | | | | |
|----------|---|------|-------|------|
| 申請者 | 住所又は所在地 | | | |
| | 団体又は事業所名 | | | |
| | 代表（主催）者氏名 | | TEL : | |
| | 会場責任者 | | | |
| | 氏名 | | TEL : | |
| | 住所 | | | |
| 催物名称 | | | | |
| 使用目的及び内容 | | | | |
| 使用する施設名 | | | | |
| 使用期間 | 年 月 日 時 分から 時 分まで (うち準備使用) 時 分から 時 分まで (うち空調使用時間) 時 分から 時 分まで | | | |
| 参加予定者数 | | | | |
| 禁煙の周知方法 | | | | |
| ※使用料 | | | | |
| 基本使用料 | | 光熱水費 | 合計 | 入金確認 |
| 円 | | 円 | 円 | |
| 使用条件 | 1. 使用目的の変更、転貸の禁止並びに原形を変更しないこと。 2. 使用者は、その責任に帰する事由等により使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときはその損害額に相当する金額を賠償すること。 3. 使用条件に違背した場合はいつでも許可を取り消すことができること。 4. 施設使用により発生した不要物（ゴミ等）は全て持ち帰ること。 5. 敷地内で喫煙しないこと。 6. その他施設使用上の注意を守ること。 7. 使用料は使用期間の実績によって精算し請求する。 | | | |

※印は記入しないでください。

上記のとおり使用することを許可します。

許可日 年 月 日

島根県立大学 学長